**第３回大阪府障がい者差別解消協議会**

日　時：平成２９年６月１９日（月曜日）９時００分から１１時００分まで

場　所：國民會舘住友生命ビル　１２階中ホール

出席委員

　嵐谷　安雄　　一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会会長

大竹　浩司　　公益社団法人大阪聴力障害者協会会長

小田　昇　　　関西鉄道協会専務理事

小田　浩伸　　大阪大谷大学教育学部特別支援教育専攻

特別支援教育実践研究センター長　教授

倉町　公之　　公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会会長

坂本　ヒロ子　社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事長

◎関川　芳孝　　大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類　教授

髙橋　あい子　一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会会長

辻川　圭乃　　弁護士

坪田　真起子　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センター所長

中内　福成　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会

　　　　　　　　特定非営利活動法人大阪障害者センター理事長

西尾　元秀　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議事務局長

久澤　貢　　　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

吉川　和夫　　大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会顧問

　◎　会長

オブザーバー

　山田　和弘　　大阪法務局人権擁護部第二課長

　村田　泰弘　　大阪労働局職業安定部職業安定対策課長（代理：渡邉　和江課長補佐）

　清水　俊博　　近畿運輸局交通政策部消費者行政・情報課長

　河原　勝利　　茨木市健康福祉部障害福祉課長

　根本　康也　　島本町健康福祉部福祉推進課長

○事務局 　それでは定刻になりましたので、ただいまから「第３回大阪府障がい者差別解消協議会」を開催させていただきます。

　委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

　まず、開催にあたりまして、障がい福祉室長より、一言ごあいさつを申し上げます。

○事務局　皆様、おはようございます。障がい者差別解消協議会の開会にあたりまして一言ごあいさつをさせていただきます。

　委員の皆様には、何かとご多忙の中、また早朝より本協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。日ごろから、大阪府の障がい福祉行政の推進に格別のご理解、ご支援をいただき、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

　さて、昨年、平成２８年４月に「障害者差別解消法」、また、条例が施行されまして、早くも１年余りが経過をしたところでございます。大阪府におきましては、障がいのある方々を取り巻く状況でありますとか、国の動きも踏まえながら、啓発活動等、条例に基づく相談等の体制整備、これを車の両輪といたしまして、障がい者差別の解消に取り組んでいるところでございますが。依然として、障がいや障がい者に対する理解不足などによりまして、障がいのある方々が日常生活の中で嫌な思いをされたり、差別を受けたと感じておられる、こういう機会がございます。あるマスコミ報道でございますが、視覚に障がいのある方の約６２％が、昨年４月以降、飲食店の入店拒否など差別的な機会を受けていたとされておりまして、障がいや障がい者に対する正しい理解がまだまだ不十分であるということが浮き彫りになりました。

　皆様のお力添えをいただきまして、昨年度末に取りまとめ、公表いたしました、「障がい者差別解消の取組みと相談事例の検証」におきましても、障がい者差別は、理解不足や初期対応のまずさなどが要因であるということが示されておりました。改めて、障がい理解の啓発の重要性をひしひしと感じているところでございます。

　本日は、このあと、今年度の障がい者差別解消協議会、合議体の運営方針等につきまして、事務局から説明をさせていただきます。大阪府といたしましては、引き続き、府民や事業者が障がい理解を深められますよう、企業等に向けた出前講座事業など、さまざまな施策の中で好事例を蓄積するとともに、大阪府内市町村への展開、共有等を図りながら、効果的な取組みにつなげていきたいというように考えております。

　ご存じのように、今月（平成２９年６月）から「ヘルプマーク」の配布を開始いたします。障がいのある方々をはじめ、援助や配慮を要する方や、そのご家族、支援をしていただく方の安心につなげますとともに、府民の助け合いの気運を高めまして、共生社会の実現に向け、オール大阪で普及・啓発に努めてまいりたいと考えております。

　また、大阪府では「いのち輝く未来社会のデザイン」、これをテーマに掲げる２０２５年日本万博の誘致を目指しているところでございます。一人一人が心身ともに豊かさを感じられる「いのち輝く未来社会」、これは大阪府の目指す将来に向けた社会像であると考えております。そのためにも健康福祉の基盤を充実させていくことが、何より重要であるというように思います。皆様の活動をこうした基盤づくりに重要な役割を担っていただいております。万博誘致の実現に向けましても、皆様のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

　結びになりますが、委員の皆様におかれましては、引き続き多くの障がい福祉施策の推進にお力添えをいただきますとともに、本日はそれぞれの専門的見地から忌憚のないご意見を賜りますよう、お願いをいたしましてあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 　現在の委員は、配布しております委員名簿のとおりでございます。本日は委員数２０名のうち、現在１２名のご出席をいただいており、「大阪府障がい者差別解消協議会規則」第５条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

　なお、一般社団法人大阪精神科病院協会会長の河﨑委員、一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長の柴原委員、日本チェーンストア協会関西支部事務局長の下村委員、株式会社ＫＯＴＯＹＡ代表取締役の豊田委員、一般社団法人大阪府医師会理事の前川委員、神戸女学院大学文学部総合文化学科准教授の與那嶺委員の６名は、本日はご欠席でございます。

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会・特定非営利活動法人大阪障害者センター理事長の中内委員、弁護士の辻川委員におかれましては、到着が遅れられる予定でございます。

　また、「大阪府障がい者差別解消協議会運営要領」第３条の規定により、出席いただくオブザーバー５名のうち、５名のご出席をいただいております。

　続きまして、事務局ですが、障がい福祉室をはじめ、関係課が出席をしておりますので、よろしくお願いいたします。

　次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。点字資料では「次第」２ページ目に移ります。次第をご確認ください、

　次第

　配席表

　大阪府障がい者差別解消協議会委員名簿

　大阪府障がい者差別解消協議会専門委員名簿

　資料１‐１「平成２９年度大阪府障がい者差別解消協議会の運営について」

　資料１‐２「『大阪府障がい者差別解消ガイドライン第１版』改訂に向けた主な論点の整理」

　資料２‐１「平成２９年度合議体の運営について」

　資料２‐２「平成２９年度合議体の構成委員について」

　資料２‐３「大阪府障がい者差別解消協議会運営要領改正新旧対照表」

　資料３　「障がい理解のための企業等向け出前講座事業について」

　資料４　「平成２８年度大阪府広域支援相談員相談対応状況について」

　参考資料１「府内市町村における支援地域協議会の設置状況」

　参考資料２「府内市町村における法第１０条に規定する対応要領等の状況」

　参考資料３「府内市町村における普及啓発の状況」

　資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。よろしいでしょうか。

　なお、大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則、公開としております。後日、配布資料とともに、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として大阪府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめ、ご了解をいただきますようお願いいたします。

　次に、この会議には、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員や、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員等がおられます。障がいのある委員の情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるようにゆっくりと、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり、言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げる等、ご配慮をお願いいたします。

　それでは、以後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○会長　おはようございます。朝の早い時間からご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。第３回の大阪府障がい者差別解消協議会でございます。

　今日の案件は次第にもありますように２つ、平成２９年度の大阪府障がい者差別解消協議会の運営についてお諮りしたいと思っております。もう１つは、平成２９年度合議体についても少し、昨年度とは見直すべきところを見直しながら、その運営のあり方についてお諮りしたいというように考えております。そのほか、出前講座事業の報告や、広域支援相談員相談対応状況などについて、ご報告をさせていただこうと思います。それでは早速ですが、次第に従い議事を進めてまいりたいと思います。議題１「平成２９年度大阪府障がい者差別解消協議会の運営について」、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局 　はい。事務局です。それでは議題の１番目となります、平成２９年度大阪府障がい者差別解消協議会の運営につきまして、資料１‐１、資料１‐２に基づきましてご説明をいたします。まず、資料１‐１「平成２９年度大阪府障がい者差別解消協議会の運営について」をご覧ください。

　昨年度４月に障害者差別解消法が施行され、法施行と同時に条例を施行し、大阪府におきましては、広域支援相談員を配置しまして相談対応を行ってまいりました。昨年度の大阪府障がい者差別解消協議会におきましては、合議体を設置しまして、広域支援相談員が対応した相談事例等をご検証いただきまして、その成果としまして、「差別解消の取組みと相談事例等の検証」に関する報告書の取りまとめにご尽力をいただきました。

　１年目の成果としましては、ここで差別の類型として整理されております、不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供のほか、不適切な行為、また、不快・不満などの類型を独自に設けまして、こういった事例についてもしっかりと相談対応すること。また、相談事案の円滑な解決に向けては、特に初期対応を丁寧に行うこと。さらに、権限外の相談であっても、きちんと権限のある機関につなぐといったことを整理いたしました。

　こういった大阪府の取組みにつきましては、本年、平成２９年５月に内閣府が策定しました、「支援地域協議会の設置運営に関するガイドライン」においても紹介されているところでございます。

　今年度につきましては、こういった成果を踏まえ、さらに一歩、着実に差別解消に向け取り組んでいきたいと考えており、合議体を設置し、大きくは２つの事項について集中的にご審議をいただきたいと考えております。

　１点目は、点字版では１ページの下段部分からとなりますが、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」の改訂でございます。現在のガイドラインは、規定に関する部分と事例の部分が混在しております。このため、事務局としてのイメージとしましては、「解説編」と「事例編」に再編したいと考えております。まず、解説編でございますが、不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する規定やその解説のみならず、昨年度に整理しました、不適切な行為などの独自の類型についても盛り込めることができればと考えております。また、事例編を設けることで、今後の事例の充実の基礎としたいと考えており、事例の集積を図ってまいりたいと考えております。

　２点目は、点字版では２ページからとなりますが、広域支援相談員が受けた相談事例の検証です。昨年度と同様に合議体で検証を行っていただきたいと考えておりますが、さらに、質的な部分もより深く検証していただき、今後の取組みに活かしていきたいと考えております。また、条例では、合議体にはあっせんを行う機能が規定されておりますので、そういった機能が十分に果たせるよう、検証の中であっせん実施を想定し、課題整理をしていただきたいと考えております。今年度の検証につきましては、昨年度と同様、最終的に報告書として取りまとめたいと考えております。

　続きまして、差別解消協議会及び合議体の開催スケジュール案でございます。点字版では２ページ下段からとなります。今年度の解消協につきましては、本日を含め３回の開催を予定しております。また、合議体につきましては、７月以降、月１回を基本に合計７回の開催を予定しております。点字版では７ページとなります。具体的には、７月から９月までの３回の合議体でガイドラインの改訂に向けた基本骨格を整理していただきたいと考えております。また、あわせて基本的には毎回、事例の検証も行っていただきたいと考えております。

　点字版では４ページ、墨字版では２ページとなります。１０月には、今年度２回目となります、第４回大阪府障がい者差別解消協議会を開催し、合議体で検討いただきました、ガイドライン改訂案の基本骨格の提示を予定しております。また、上半期の広域支援相談員が受けた相談事例等の集約状況の報告をいたします。点字版では４ページ中段から５ページ上段までとなります。

　１０月から１２月までの合議体では、ガイドライン改訂最終案の検討、また、相談事例の検証の取りまとめの素案もご検討いただきたいと考えております。なお、ガイドラインの改訂につきましては、パブリックコメントを実施する予定です。点字版では５ページ中段からとなりますが。２月の合議体ではパブリックコメントを集約した改訂案を決定するとともに、平成２９年度の検証のまとめの素案を取りまとめ、また、今年度３回目の解消協となる、第５回大阪府障がい者差別解消協議会では、ガイドライン改訂案の最終版をご審議いただき、平成２９年度の検証報告の取りまとめを行っていただきたいと考えております。

　以上のとおり、今年度の合議体は、ガイドラインの改訂と事例の検証という２つのミッションがございます。本来であればそれぞれ専門の合議体を設置することも考えられますが、予算の制約上、ガイドラインの改訂と事例の検証をあわせて行っていただくこととなり、ご負担をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

　続きまして、資料１‐２「大阪府障がい者差別解消ガイドライン第１版」改訂に向けた主な論点の整理」をご覧いただけますでしょうか。墨字版では３ページ、資料３ページ目となります。「大阪府障がい者差別解消ガイドライン第１版」改訂に向けた主な論点の整理でございます。先ほどもご説明いたしましたとおり、今年度は合議体において、ガイドラインの改訂に関しご議論をいただきますが、ここで改めて、改訂するにあたり考え方の整理、論点の整理をいたしましたのでお示しさせていただきます。

　ガイドラインは、大阪府の条例におきまして、差別の解消について府民の関心と理解を深め、府民が適切に行動するための指針として位置づけております。課題としましては、２点整理させていただいております。点字版では２ページとなります。まず、ガイドライン制定後２年が経過しており、昨年に取りまとめた相談事例の検証を踏まえ、内容の充実が必要であること。２つ目は、今後、より啓発効果を高めるために、事例を広く収集し反映させていきたいと考えております。

　現行のガイドラインの構成は規定事項と事例が混在している形となっております。そのため、改訂に向けた具体的対応策としましては、法の趣旨や考え方をまとめた「解説編」と、合理的配慮の実演や好事例、事業者の自主的な取組みの事例等に関し、これを「事例編」として構成して、今後、収集・整理されていく事例を追加・更新できるよう工夫していきたいと考えております。以上で、議題１に関する説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長　はい。ありがとうございます。今説明にもありましたように、今年度の解消協議会の運営については、昨年度に取りまとめました「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証」を踏まえて、今年度は合議体においてガイドラインの改訂と、そして広域支援相談員が受けた相談事例の検証、この２点に重点を置いて集中的に開催してまいりたいというように思っております。

　ガイドラインの改訂につきましては、この１年で具体的な事例もございますので、それをどのような形で反映させるのかというように考えたところ、解説部分というものは基本的に大きな考え方が変わらない以上は大切にしつつ、具体の事例のところを事例編として毎年毎年バージョンアップしていったらどうだろうかというように考えまして、解説編と事例編に分けて内容の充実を図ってまいりたいというように思っています。

　相談事例の検証につきましては、昨年度の調査手法でグラフ等も使わせていただいておりますが、少し質的調査の手法も取り入れながら各エピソードなどをグルーピング化して、それぞれの関係、構造を少しご説明できるような全体把握に努めてまいりたいというように思っています。

　資料１‐２にもありましたが、ガイドライン改訂に向けた主要の論点整理をしていただきまして、特に左の１、２を見ていただけると、ガイドライン改訂の必要性もご理解いただけるのではないかなと思います。それでは、まずこの議題１に関して、皆様のご意見ご質問等をちょうだいしたいというように思います。いかがでしょうか。どなたからでも結構でございます。お願いいたします。

○委員　質問です。資料１‐１の１ページの（２）質的調査と呼ばれる社会科学の研究手法を。ちょっと会長からも話がありましたが、もう少し具体的にどういうようなやり方をするのか、それを聞きたいと思います。

○会長　はい。お願いいたします。

○事務局　はい。事務局からお伝えさせていただきます。昨年度は、相談事例に関しまして、どういったものが不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供にあたるのかというものですとか、どういった場面においてどのような障がい者差別が起こり得るのかということを、合議体にこちらから事例をお出しさせていただいて、議論をしていただいて、その概観をお示しさせていただいたのですが。今年度につきましては、より丁寧に掘り下げて検証したいというように考えておりまして、合議体でもお伝えをしておりましたが、大阪府の各事例におきましては障がい者、それから支援者、事業者、そして相談を受け付ける方、そういった関係者、それから、その事例が生じている関係機関や場面が、いろいろ複雑に相互に関係していることもございまして、昨年度は対象分野ですとか、それから障がい種別に分けてそれぞれ事例をお示しさせていただいたのですが。そういった分類だけでは分析というのが十分ではないのではないかというように考えておりまして、事例に含まれるエピソードをもう少し詳しく読み解いていく必要があるのではないかというように考えております。

　先ほど会長から、いろいろな関係ですとか構造というものの全体把握というお話もありましたが、例えば、その事例で起こっている特徴とか傾向をグルーピングするなどして、その項目とかカテゴリー間の関係性を分析するといった切り口が考えられるのではないのかというように思っております。

　ただ、具体的にどういった観点、どういった切り口で検証していくのかにつきましては、合議体の場においてお諮りをさせていただきたいというように思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員　はい。ありがとうございました。

○会長　はい。そのほかはございませんでしょうか。はい。お願いします。

○委員　よろしくお願いいたします。同じく、資料１-１の１（２）の「広域支援相談員の受けた相談事例の検証」というところの、あとのの矢印、「あっせん実施を想定した課題と検証」というところ。大阪府の条例で、あっせんの部分もしっかりと出ていて、非常に伝達等も大事なところだとは思うわけなのですが。確かに、協議会で、このあっせんというようなことはなかなか難しいとは思うのですが。これは私どもとしては重要で、例えば、裁判は時間がかかりますし。別に裁判が悪いというわけでは全くないわけなのですが、よりスムーズに差別解消ができるようにということで、あっせんというのは非常に重要なことであるというように考えています。それで、この「あっせんの実施を想定した課題」というのが、ちょっと抽象的な気がしますので、もう少しここらあたりを詳しくご説明いただけたらと。

○会長　はい。よろしくお願いいたします。

○事務局 　はい。ありがとうございます。まず、条例にはあっせんの規定はございますが、まだ事務局としても、具体的なあっせんの流れとか、どういった手続きというものも、まだ十分に深められていっていないという部分が、まず１点ございます。また、実際のあっせんの中身にどういったものを、どういったあっせんの形になるのかというのも、まだ十分にご議論いただけていないという課題もございますので。こういった事例が起きる前に、まずしっかりと事務的なところ、また、実際のあっせんのやり方も含めて、それが課題と考えておりますので、そういったことも踏まえながら検証を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員　ありがとうございます。これは合議体で主にするのですか。

○事務局 　はい。あっせんは合議体で行う形になっておりますので、こういったことを含めて、合議体の中で検証を進めていきたいと考えております。

○委員　ありがとうございました。

○会長　はい。ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。はい、お願いします。

○委員　資料１‐２のガイドラインの主な内容というところなのですが、６分野、今まで、商品サービス、福祉サービス、公共交通機関、住宅、教育、医療ごとに事例というのを記載ということを書いてあるわけなのですが。やはりもう１つ、これにプラス独自の、やはり必要なのは情報提供、情報保障というのがとても大事なのではないのかなと思うのです。聴覚障がいの方には手話言語条例が、法律化されたわけなのですが。やはり知的障がいのある人、そして目の見えない方に対しても、すべてに言えることだとは思うのですが、何と言いますか、商品サービスにもそれがかかりますし、福祉サービスにもそれがかかりますし、その６分野プラスそういうようなものがいっていったらいいのかなと思ったりもするのですが。

○会長　事務局、いかがでしょうか。

○事務局 　はい。ただいま委員から、大変重要なご指摘をいただきました。現行のガイドラインにも一応共通する部分というのは書いてはいるのですが、やはり今ご指摘をいただいたように、この６分野にプラスしてどういった書き方が必要なのかということも、我々は課題として認識しておりますので、合議体の中でご議論をいただきまして、どういった形で盛り込むのかというのをまた進めさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長　はい。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、お願いいたします。

○委員　資料１‐１の１で矢印のところで、解説編と事例編というのがあって。このところの、このつながりがよくわからない。同義で結んであるので、また別個のものなのか。解説というのは、事例編を解説するのであるのか。どういうことになるのか。解説のところであれば、たぶん障がい種別によっての色々な問題を解説されるのであろうかなというように解釈しております。事例編は、こういう事例がありましたということであろうとは思うのですが。それをどのような形であとは表示されるのか、表現されるのかを教えていただきたいと思います。

○会長　はい。解説編と事例編。もう少し具体の内容がイメージできるようにご説明をいただけますか。

○事務局 　はい。説明が十分でなくて申し訳ございませんでした。解説編と申しますのは、法の趣旨や考え方、そういった基本的な差別解消に向けての考え方を整理して書いたものというイメージで。例えば、不当な差別的取扱いとはこういった考え方というものを、もう少し整理して書いていく。事例編というのは、あくまでも事例に基づいて、具体的な事例を記載したものという考えのものになっています。例えば、我々がイメージしているのは、「障害者雇用促進法」では指針と事例編というのが分かれておりますので、そういった形で、いわゆる指針的なものは解説編、個々の具体的な事例を集めて皆様にお示しするのは事例編という形で考えています。すみません。ご理解いただけましたでしょうか。

○会長　はい。ありがとうございます。はい。次回の第４回協議会では、少し合議体で検証した内容をご紹介できるのではないのかなと。そのときには解説編にはどんなものが入って、事例編にはどんなものというような感じが、すべてご紹介できるか、自信はありませんが、あの中に期待したいと思います。はい。そのほか、いかがでしょうか。はい。お願いいたします。

○委員　今、国で定めた障害者差別解消法の３年後の見直しというのが入っております。今年で２年目になりますが、たぶん国は３年目に入る来年度（平成３０年度）に検討を始めるだろうと思いますので、２０１７年度内にこういった大阪府の実績をまとめて、というように書いてありますが、見直しに向けてどうもっていかれるのかという計画があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○会長　国の動きと大阪府の考えなど、ご説明をいただければと思いますが。

○事務局 　はい。事務局でございます。まずは、障害者差別解消法が施行されて以降の具体的な事例、これは国も同様ですが、そこを積み上げて、集約していくという考え方は国も大阪府も一緒でございます。我々としましては、この差別解消協議会の合議体でご議論いただく中で、今後、大阪府が取り組む差別解消の取組みはどういった方向で行うべきかというのが整理されてくるだろうと考えておりますので、今年度も数多くの合議体や、また、差別解消協議会のご議論の中でご議論をいただきながら、今後の大阪府の差別解消の取組みを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長　はい。

○委員　すみません。国に対してのアプローチはどのようにされるのでしょうか。

○事務局 　国に対しては、実は昨年度３月に内閣府の会議等で、一度、会長にもご出席いただいたり、我々事務局、または福祉部の部長自ら内閣府の担当の審議官の方に出向きまして、大阪府の取組みを色々とご説明してまいったところです。そういった活動が一定評価を受けていると考えておりまして、先ほども申し上げましたとおり、国が今年の５月に策定いたしました、「支援地域協議会のガイドライン」に大阪府の取組みも紹介されて、今後、国はそういった事例等も集積して進めていくだろうと考えております。

○会長　はい。ありがとうございます。国の動きなどにつきましては、また情報収集をされてお進めいただければというように思います。はい。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは議題２「平成２９年度合議体運営について」に移りたいと思います。今年度の解消協の運営とも関連いたしますが、平成２９年度の合議体についてご説明ください。

○事務局 　はい。事務局でございます。続きまして、議題２「平成２９年度合議体運営について」、資料２‐１、資料２‐２に基づきましてご説明をさせていただきます。

　まずは、資料２‐１「平成２９年度合議体の運営について」をご覧ください。先ほどの議題１におきまして、今年度は合議体においてガイドラインの改訂をご審議いただく、とご説明いたしました。ガイドラインの改訂は、その改訂に向けた企画、構成、編集等を検討する必要があること。また、これらを短期間で集中的に審議する必要がございます。さらに、継続した議論を続けていく観点から、毎回メンバーを決める場が異なってしまいますと、ガイドライン改訂の議論に支障が生じることが懸念されます。このためガイドラインの改訂の性格を踏まえまして、効率的な合議体運営を求められることから、会長指名による合議体構成メンバーを固定したいと考えております。

　なお、当然のことでございますが、ガイドラインの改訂や事例検証におきましては、障がい種別や各分野のご意見を踏まえる必要がございます。このため、基本的な構成されたメンバーだけではなくて、他の委員の皆様方にも、審議内容によって適宜ご出席をいただきまして、ご意見をお聞きしたいと考えております。さらに、事業者などの関係者につきましても、会長が必要と認める場合は参考人として招聘したいと考えております。

　また、昨年度も行いましたが、合議体の視察につきましては、今年度につきましても、運営要領の規定により、同様の取扱いとしてさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

　それとあわせて、資料２‐２「平成２９年度合議体の構成委員について」をご覧いただけますでしょうか。大変恐縮ではございますが、合議体のメンバー構成につきまして、規則では会長指名とされておりますが、それに先立ちまして、あらかじめ本協議会におきまして固定のメンバーをお示しさせていただき、それを踏まえて会長決定とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

　ただいまご説明いたしましたとおり、今年度の合議体は事例検証に加え、大きなミッションとなるのが、ガイドラインの改訂に関する検討を集中的に行っていただく必要がございます。多大なご負担をおかけいたしますが、資料２‐２に示しております５名の先生にお願いしたいと考えております。順に、坂本委員、関川会長、田垣専門委員、西尾委員、福島専門委員でございます。それぞれ会長指名委員につきまして、指名理由をご説明いたします。

　坂本委員につきましては、ご自身が理事長を務めておられます、社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会におきましては、厚生労働省の補助金を活用して「障害者虐待防止法」のわかりやすいパンフレットの作成、また、わかりやすい情報提供に関するガイドラインを作成されているほか、昨年、事業者の合理的配慮の啓発に関しまして「合理的配慮ひろめ隊」などの具体的な取組みをされているなど、啓発や好事例に関して必要な知見を広く持っていらっしゃいます。

　次に、関川会長におきましては、当協議会の会長を務めていただいておりますので、大変ご負担をおかけいたしますが、昨年以上の取組みを行う合議体の取りまとめをお願いしたいと考えております。

　次に、田垣専門委員につきましては、障がい福祉学等に精通しているとともに、データ分析等に造詣が深く、また、障がい者計画等の見直しにも携わっておられます。相談事例の検証において、今年度は質的調査を行うということでございますので、そういった手法により分析を行うにあたって、専門的な助言をいただきたいと考えております。

　次に、西尾委員につきましては、昨年度の広域支援相談員が受けた相談事例の多くが、電動車いす利用者からの相談など、肢体不自由の方からの相談が多くを占めているということを踏まえまして、当事者の立場としてご意見をお伺いしたいと考えております。

　最後に、福島専門委員につきましては、司法の専門家としまして、障がい者に関わる社会保障等に精通しており、高い知見と豊富なご経験を有しておりますので、そういった法的観点からご意見をいただきたいと考えております。以上で、ご説明を終わります。

○会長　はい。ありがとうございます。今年度の合議体の運営について、私が指名させていただいたこの５名の皆さんで、ガイドラインの改訂及び相談事例の検証に取り組ませていただきたいというように思っています。事務局からも説明がありましたように、合議体構成員以外の委員の皆様方にも、事例によってはご意見を頂戴したいというように考えておりまして、参加をお願いすることもあろうかと思っています。また、事業者の方についても、参考人としてお招きしてお話をうかがう、というような機会も考えております。委員の方の視察については、従来どおりでございます。情報共有という点でも、ご協力をいただいてご出席いただければ幸いでございます。

　資料２‐３の解消協の運営要領で合議体について、現行はその都度私が指名させていただくことになっていましたが。この点、事務局より、あわせて説明、加えて説明いただけませんか。

○事務局 　すみません。資料２‐３が漏れていまして、申し訳ございません。

　資料２‐３「大阪府障がい者差別解消協議会運営要領改正新旧対照表」でございます。現行の運営要領は、「その都度、審議内事案の内容等を勘案し指名を行うもの」となっておりますが。今回メンバーを固定させていただくにあたりまして、「その都度」という文言を削除しまして、「審議事案の内容等を勘案し、指名を行う」ということで改正させていただきたいと思います。

　そもそも「審議事案の内容等を勘案し」と入っておりますので、そういったものを踏まえて今後いろいろな委員の先生方にご出席いただけるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長　はい。ありがとうございます。それでは、どなたからでも結構でございます、ご意見ご質問をちょうだいしたいと思います。はい。お願いいたします。

○委員　はい。資料２‐１のマルの３つ目、会長が必要と認める場合は事業者等を参考人として招聘。「参考人」というこの言葉は、私はちょっと引っかかるように思うのですが。もう少し柔らかい言葉が欲しいように、私は思います。以上です。

○会長　この「参考人」という言葉は運営要領か何かから引いてきている言葉ですか。

○事務局 　すみません。運営要領の第５条に、ちょっと参考人という言葉は出てこないのですが、意見の聴取ということがありまして、「会長は必要があると認める場合には、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聞くこと、又は関係者からの資料の提出を求めることができる」となっております。こちらとしましては、申し訳ございません、わかりやすく「参考人」という形でお示しをさせていただいたところでございます。

○会長　はい。「引用以外の事業者の方からも意見を聞くことがある」ぐらいのことでいいですか。

○事務局 　はい。わかりました。

○会長　要綱に「参考人」と書いてあれば、このままにさせていただこうと思いましたが、もう少し柔らかな表現でしたので、それにあわせてこの内容については修正させていただくということで。はい。よろしいでしょうか。そのほか、ご意見はございませんでしょうか。はい。お願いいたします。

○委員　はい。合議体なのですが、５名ということで、この中に障がい関係団体から２名入っていると。去年は、確か１名は障がい者団体からということだったと思うのですが、今年はこういう形で２名ということは、やはり大切なことかなと思うんです。ただ、いかんせん、やはりもともとが５名というのがぎりぎりのところがありますので、これは将来的な流れになると思いますが、もう少し多くのメンバーが合議体に参加できるような、お金がかかることでもあるとは思いますが、長い意味では検討していただきたいというように思います。

　その上で５名なので、委員からもおっしゃっていただきましたが、去年でもやはりいくら障がいの関係だったりしても、違う障がいのことというのはなかなか全てわかるわけではありませんので、いろいろな人に来ていただくようにということで、この２つ目のところですが、構成委員以外の委員に適宜出席していただくということを書いてもらっていますが、改めてここのところを強くお願いしたいと思います。

　最後のところで、視察です。去年も、視察を大体、毎回４人ぐらい視察で来て、会長から発言をしていただく時間を取っていただいたりしました。この辺の工夫もしていただいて、継続して、ぜひ、視察に来た人から意見が述べられるように今年度も、ご配慮をというか、ご検討をしていただければということです。強くこれをというか、強く思うところですので、よろしくご検討をいただければと思います。以上です。

○会長　はい。事務局より、ご説明をいただけませんでしょうか。

○事務局 　はい。合議体は委員の皆様方の議論、また、昨年度も会長から、視察委員の方にも一定時間を取ってご意見をお聞かせいただく場を作っていただきました。我々事務局としては、できるだけ事務局の説明等をわかりやすく簡潔に、できるだけ議論できる時間を増やすような取組みを、事務局でも効率化を図って、できるだけ委員の皆様方が議論を、意見を出し合える時間を確保できるよう努めさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

○会長　はい。それでは、そのほかはございませんでしょうか。

　そうしましたら、平成２９年度は、本来でしたら、このような形で皆様にお集まりいただき、大概の内容について一つ一つ丁寧に質問をしたかったところでございますが、いろいろお金の、財源の制約もございまして、当初にガイドラインを作り、条例に向けて議論をさせていただいたときほど回数を重ねることが難しいものですから、５名で議論をさせていただきながら、視察という形で皆様方にも伝えさせていただき、ご意見をちょうだいしたいというように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、議題３「その他」に入りましょうか。資料３以降、出前講座等について、少しご報告いただけますでしょうか。

○事務局 　それでは資料３「障がい理解のための企業等向け出前講座事業について」をご覧ください。

　この出前事業は、平成２７年度から開始をされています。はじめに、事業の目的・趣旨です。「障害者差別解消法」が行政機関等以外の事業者に対しても、差別解消に向けた具体的取組みを求めています。国の基本方針では、事業者において法の趣旨や障がい理解の促進を研修等を通じて図ることが示されています。一方、事業者は商品提供、さまざまなサービスや接客を行うなど多様な活動を行いますが、障がいに対する理解不足が原因と思われる事例が少なくないことが現状となっています。そこで、平成２７年度から、企業等における障がい理解を深めるとともに、障がい者への適切な配慮がなされることを目的として、この事業を実施しました。

　ここから点字資料では２ページ目になります。平成２７年度、２８年度の事業内容でございますが、障がい者への適切な理解と、それに基づく具体的な配慮が求められる企業等を対象に、委託事業者により、障がい当事者の講師等を直接個別企業に派遣して出前講座というものを実施しました。平成２７年度、２８年度の実績です。平成２７年度、４４回、３５企業等、平成２８年度は計４５回、３５企業等に対し実施しました。２か年合計で

２０４１人の方が受講されたことになります。

　この資料に記載していない事項の補足を口頭でいたします。出前講座の内容ですが、基礎・応用と分けまして、応用編では職種によって提起される対応場面についてグループディスカッションをしながら学んでいくケースワークを盛り込むなど、取り組みやすい内容とするなど工夫をいたしました。

　また、障がい当事者が講師を務めることで、コミュニケーションの重要性、ニーズの汲み取りをわかりやすく受講者に伝えるとともに、受講後、受講者に対する研修後のアンケートを実施することで、研修の効果測定も実施しました。研修後のアンケート結果内容なのですが、理解度、こういうものに関しては、ほとんどが認識を高めたことが把握できました。

　平成２７年度、２８年度の事業成果を踏まえまして、資料３の真ん中になります、平成２９年度からの事業ですが、ここに二重の括弧で囲んでございます。平成２９年度からは事業内容を刷新しています。この経緯なのですが、大阪府内には約４０万を超える民間事業者等がございます。今後、効率的・効果的に障がい理解を促進するためには、汎用性の高い研修テキストやプログラムを活用しまして、企業等が社員教育の一環として取り組むことが不可欠であると判断したことによります。

　平成２９年度の事業方向性は、企業が自ら自主的に取り組むことを支援するための仕組みづくりへとシフトしました。具体的には、従業員テキスト及び研修プログラムの原案を作成し、研修デモンストレーションや試行研修で効果検証の上、研修テキストやプログラムを開発する、といった次年度以降における企業等の取組みを促進いたします。

　平成２９年度も、２７年度、２８年度と同様に公募型プロポーザルにて事業者を決定しました。事業費なのですが、こちらに記載しておりますように、事業費は予算額３１１万８０００円になります。点字資料では４ページになります。

　スケジュールは、今月、６月２日に選定委員会がございまして、会長にも選定委員となっていただいて、ASIL共同企業体に決定をいたしました。現在、契約締結の手続き中でございまして、６月下旬に契約締結、事業開始の予定となっています。事業終了は、平成３０年３月３０日となっています。以上で、資料３の説明を終わります。

　引き続きまして、資料４「平成２８年度大阪府広域支援相談員相談対応状況について」の説明をいたします。８ページになります。

　それでは、資料４についてご説明いたします。資料４では、平成２８年度大阪府広域支援相談員相談の対応状況についてということで、平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までに受け付けた相談件数ということで、総括として取りまとめております。これは、第２回の協議会にて、平成２９年２月末までの対応状況について既にお示しをしておりましたが、本資料にて平成２９年３月の分も含めて集計をいたしました。この場では、資料に追記した３月の相談対応状況について、特徴としてあげられるものについて説明をいたします。点字資料では２ページに移りまして、２行目から説明します。

　まず、相談件数についてですが。３月は、新規相談件数が２２件、継続相談件数が５件、計２７件の相談事例を受けており、こちらはこれまで一番対応件数が多かった８月の２０件を上回り、今年度で最も多い件数となっております。

　点字資料では少し行を飛ばしていただき、中段あたりからの説明となります。対応回数につきましても、３月は計１１５回と、最も多くなっております。これまで一番多かった１２月の５５回に比べ倍の対応をしております。

　また、相談者の内訳なのですが、市町村からの相談が少しずつ増えてきております。相談件数や対応回数、市町村からの問い合わせ等について、今年度に入りまして、４月、

５月でも同様の傾向が見られております。直接相談の内訳なのですが。一番多くを占めているものは、当事者からの相談が５３件となっています。

　その他の特徴といたしまして、９ページの４番、対象分野別件数、点字資料では４ページになります。商品サービス分野が３４件ということで、一番多くなっています。

　次に、１０ページをご覧ください。障がい種別ごとの取り扱い件数です。点字資料では６ページになります。ここでは、身体障がいの中の肢体不自由が全体の３割強、４７件と多数を占めています。

　相談対応につきましては、引き続き、大阪府としましては広域支援相談員を配置することで、障がいのある方の不安や悩みに耳を傾けて寄り添いながら、きめ細かな相談体制を作り上げていきたいと考えております。資料４の説明は以上になります。

　引き続きまして、参考資料１「府内市町村における支援地域協議会の設置状況」、ページ数では１１ページのご説明をいたします。大阪府内市町村における支援地域協議会の設置状況、平成２９年４月１日時点の状況をお示ししています。個々の市町村の状況についての説明は省略をさせていただきますが、この資料の下の箇所の「計」のところをご覧ください。点字資料では７ページになります。

　支援地域協議会設置済みは６自治体です。既存の協議会等を活用しているのは１０自治体になります。この「計」のところの一番右端の数字をご覧ください。「２１」とございまして、２１が検討中。その隣が、「設置しない自治体」というところで、大阪府において、設置しない自治体はないということでございます。

　また、口頭で補足をさせていただきます。この府内市町村の支援地域協議会の状況につきましては、この調査とは別に、どのような構成メンバー、人数で協議しているのか。また、昨年度の支援地域協議会の開催回数等を、市町村にお聞きしました。多くの自治体が昨年２回程度、支援地域協議会の開催をされていました。構成メンバーについては、学識経験者や当事者団体、法曹界の専門家ほか教育関係、労働関係機関などが参画されていました。開催方法としては、既存の会議体の枠組みを活用するなど、参画される委員の負担も勘案して設置するなど工夫をされている自治体もございました。

　支援地域協議会の設置なのですが、全国的な状況を見ましても、まだまだ十分に進んでいるとは言えないところでございます。大阪府としましては、設置の促進に向けまして、大阪府内の好事例等を収集しまして、市町村に広めていくなど、引き続き広域的な支援を実施してまいりたいというように考えております。参考資料１の説明は以上で終わります。

　続きまして、参考資料２「府内市町村における法第１０条に規定する対応要領等の状況」になります。ページ数では１３ページになります。府内市町村における法第１０条に規定する対応要領等の状況です。こちらは昨年度の第１回協議会でもご報告をさせていただいております。

　今回の参考資料２では、もう少し細かい調査項目をあげまして、市町村に調査いたしました。例えば、調査項目の相談体制なのですが、具体的にどういうところに、所管課ですが、窓口を置いているのか。また、職員研修もやっているところかとは思うのですが、具体的にどのような研修を実施しているのか、内容について調査をしております。

　この「法第１０条に規定する対応要領等」なのですが、差別解消法においては、努力義務となっておりますが、国の行政機関等においては義務づけされております。地方公共団体においては、作成することが非常に期待されているところと。

　この参考資料２の一番下の「計」のところをご覧ください。点字資料では１０ページの最後の箇所になります。大阪府内で対応要領等を策定している、または予定の自治体は、それぞれ３６自治体と５自治体、合わせて４１自治体となっています。大阪府内には、ご承知のとおり、４３市町村ございますので、２つの自治体が、策定がまだできていないという状況です。

　大阪府では、市町村が対応要領を作成する場合は、適宜助言を行うなど、引き続き必要な支援を行ってまいります。以上が、参考資料２の説明となります。

　最後になります。参考資料３「府内市町村における普及啓発の状況」、１４ページの説明になります。細かい読み上げはいたしませんが、こちらも昨年度、第１回の解消協における、大阪府内市町村の普及啓発の状況ということでご報告をさせていただいているところです。

　こちらにつきましても、昨年度より、詳細な項目を追加して市町村に対し調査をしております。具体的にどのような項目を追加したか申し上げますと、ホームページ上の啓発をしている場合、合理的配慮の周知を充実させているか。啓発物の作成について、市町村独自で作成しているか。セミナー、講演会、啓発イベント等での啓発は、どういった方々を対象にしているのかといった事項です。普及啓発についても、引き続き大阪府内市町村が効率的・効果的に実施できるよう、必要な支援を行ってまいりたいというように考えております。以上で、資料３、資料４、参考資料１、参考資料２、参考資料３の説明を終わります。

○会長　はい。ありがとうございました。出前講座事業に関しましては、平成２７年、

平成２８年とやってまいりましたが、毎年４０件ぐらいが手いっぱいで、対象事業等が４０万という件数を考えると、何か大阪なりのものが必要だということで、自主的に研修に取り組んでいただけるようなテキストとかプログラムを開発して、それを使っていただくのはどうだろうかというように考えて、今回はテキスト、あるいは研修プログラムの開発、検証というところに力点を置いて事業をさせていただこうと思っています。これにつきましては、もう既に事業者の方も決まり、順調に行けば６月末には契約ということになって、早々にプログラムの開発に取り組んでいただけるというように考えているところでございます。

　今年度限りの事業ですが、順調にテキストが開発されプログラムが作られ、そしてどこの事業分野でもそれを使って職員の方に研修していただけるということができれば、来年度、再来年度、それ以降もそれを使っていただけるということになれば、啓発目的の出前講座以上の効果が期待できるのではないかというように考えています。

　そのほか、広域支援相談員の相談状況についても、全国の自治体で自立支援協議会を作って一体何になるのだというご意見も少なくないところですが、作っても相談件数があがってこない自治体も確かにあるようですが。ガイドラインを作り条例を整備して、しっかり体制を整えてきた大阪府においては、１２５件、年間の相談件数があって、しかも、不当な差別的取扱い、合理的配慮の事案、実質的な審議が必要な事案も相当数を合議体で議論してきたところでございます。

　確かに、こうしたグラフで状況を把握して、ご紹介してきたのですが、もう少し内容が見えないかということで、質的調査をさせていただき、一体何が問題となっているのか、見える化をしようというように考えているところです。

　その他、地域支援協議会の状況であって、対応要領の状況、普及啓発、それぞれ市町村の方々にもしっかり関わっていただいているという状況がわかると思います。

　さて、今報告していただきました内容について、皆様からご意見、ご質問をちょうだいしたいと思いますが、いかがでしょうか。はい。お願いします。

○委員　すみません、勉強不足でよくわかっていないんですが。出前講座の具体的にやっておられる事例、例えば、１回の講座が何時間ぐらいやっていて、内容は同じ物を繰り返しずっとやっているのか、その都度対象に合わせて変えているのか、その辺のところをちょっと聞きます。

○会長　はい。事務局、いかがでしょうか。

○事務局 　平成２７年度、２８年度の内容なのですが。基本的に企業等向けに研修を行うということですので、同じ資料で大体、先ほども言いましたように、基本編と応用編というように分かれておりますので、基本編で２時間程度、応用編ではグループワークが入りますので２時間半程度という形で実施をさせていただきました。

○委員　どこでも同じことをやっているんですかね。４０何回。要はテキストみたいなものがあって、それをずっと繰り返しやっているのか、その都度、新しいテキストを作ってやっているのか、その辺のところをちょっと。

○事務局 　すみません。説明不足で。基本的には、平成２７年、２８年に受託事業者が作りましたテキスト、同じテキストを用いて、この４４回、平成２７年度であれば４４回３５企業等に対して実施をいたしました。

○会長　はい。そうしますと、商品サービスでも、福祉施設でも同じものを持ち込んで同じような手法で講義をしてきたということだと思います。

○事務局 　はい。

○会長　はい。そのほか、いかがでしょうか。はい。どうぞ。

○委員　広域支援相談員の相談者内容で、市町村が２７ということで、少しずつ増えてきているというようなお話がありましたが。それとあわせて、支援地域協議会だとか、あるいは対応要領等々の作成との関係というのは何かあるのでしょうか。例えば、あまりそういう組織が整備されていないところからの市町村からの相談件数が多いということであれば、何となくわかるのですが。市町村がきちんとやっているのに対応件数がその市町村が多いというのは、ちょっと、どういうような判断をしていいのかわかりにくいのですが。そういう相関性みたいなのがあるのかどうかということを、ちょっとわかっていたら教えていただきたいというように思います。

○会長　はい。よろしくお願いいたします。

○事務局　ご意見いただきましてありがとうございます。今のところ、市町村の件数というのもそんなには多くはないので、相関関係を出せるほどのものではないのかなというのと。あとは、参考資料をご覧いただきましたように、支援地域協議会については、まだなかなか設置はされていないが、対応要領は作成しているという市町村はかなり多くございますので、今のところ、そこまでの分析はできないのかなというように考えております。ただ、例えば、相談事例を受け付けている市町村ほど、きちんと対応しているという進捗状況を相談員に報告していただいたりですとか、初期の段階で、「今こういった事例がありますので、もしかしたら、どこかでご相談をさせていただくかもしれない」というようなご報告をいただいております。ですので、その相談をいただいて、対応がきちんとできていないから相談員に相談しているというものだけではなくて、むしろ、そこできちんと市町村がキャッチしているので、こちらとしては相談員にご相談いただいているものと思っております。ですので、今、相談事例をきちんと対応されているところも、うまくまだキャッチできていないところも、我々としては市町村に研修などの取組みを広げさせていただいて、どんどん事例をあげていただけるような取組みをしているところでございます。

○会長　はい。ありがとうございます。初回相談の場が市町村という件数が２７件で、直接相談が９８件。市町村の体制整備が進んだら、直接相談の件数は減るんでしょうかね。

○事務局　はい。まだ、予想の段階ですが、そういったことも考えられるかなというように思われます。

○会長　はい。市町村と広域支援相談員が連携して問題解決にあたるというような条例のスキームなので、市町村の担当の方々と一緒になって、この仕組みを動かせていっていただければというように思います。はい。そのほか、ご質問。はい。どうぞ。お願いいたします。

○委員　資料４でございますが、これは公表されているのかどうかということと。それから、１０ページの参考２のところで、各項目別に件数があがっているのですが。具体的に、公共交通機関のところで、不当な差別的取扱い５件とか、不適切な行為２件という、この件数があるのですが。その具体的なものも公表されるのか。事業者さんが見られて、今後どのように改善していったらいいのか、気をつけなければならないのか、というところがわかったらいいのかというように思います。

○会長　はい。ありがとうございます。どのようにお考えなのか、少し事務局としてご意見をちょうだいできますでしょうか。

○事務局 　まず、この最初に言われました、資料４なのですが。こちらにつきましては、２月末までの情報につきましては、もう既に大阪府のホームページ上で公表しているところでございます。本日のこの資料４につきましても、本日の差別解消協議会の配布資料ということで、後日、ホームページ上で公表する予定となっております。

○会長　内容が十分見えないのではないのかというご意見についてはいかがでしょうか。

○事務局 　すみません。あと、もう１点。例えば、１０ページの参考２、分野ごとの相談内容の類型で、公共交通機関、不適切な行為２件、不当な差別的取扱い５件ということであげられているが、具体的な内容をということでしょうか。

○会長　そうでしょうね。具体的な内容は情報公開の対象となって、府民の方々は知ることができるようなものになっていますか、というご質問かと思います。

○事務局 　はい。具体的な内容なのですが、まず、具体的な事例になってきますと、個人情報及び相談員等の守秘義務の観点がございます。もちろん、広く一般府民に周知していくというところは非常に大切なところなのですが、あくまでも個人情報の観点、守秘義務、そういうところもしっかり考えながら、どういった形で今後提供できるかというのは整理をしていきたいというように思っております。

○会長　はい。いかがでしょうか。

○委員　１０ページの公共交通機関の不当な差別的取扱いは、どういう事例であったかということではないかと思うんです。これは個人情報とかプライバシーとか、そういう問題じゃないと思うんですがね。今のお答えはちょっとおかしい。

○会長　はい。いかがでしょうか。

○事務局　相談事例として出すと、どうしても大阪府のほうにご相談が入ったということもありまして、見る人が見ればおわかりになるという意味では個人情報にはなるのですが。口頭でお伝えさせていただきますと。公共交通機関での不当な差別的取扱いというのは、タクシーにおいて電動車いす利用者の方が、どうしてもトランクに乗せられずに乗車拒否をされたというような事例があったり、それから、飛行機ですとか、船ですとか、そういったところで、そこに乗船されなかったというような事例などがございます。はい。

○会長　はい。この場に委員として参加いただいている方や、各市町村の担当者の方には、合議体で検討した事例については、個人情報に配慮しながらも、どういう事例であって、何が論点として議論されたのかということは、逐次ご紹介、情報提供はさせていただいてきましたが、それは府民全体に見えるような形にはなっておりませんので。例えば、こうしたような事例の情報提供を受けて、事業者の方が具体の内容を知りたいと言ってこられたときに、どこまでどういう形で、どういう点に留意してどこまで答えたらいいのかというのは、広域支援相談員のレベルだけでは解決できない問題ですので、少し事務局の中で、先ほどもありましたように、個人情報に配慮しながら対応させていただこうと思います。ご本人が「事例として使っていいよ」と言っていただければ、公表できるのは明らか。もちろん、名前は伏せて特定できないような匿名性を高めて公表できるのですが。ご了解を取っていないものを載せていいのかというところについては、少しまだ十分に整理がついていないところになっております。

　この平成２８年度の報告書を作成させていただいたときにも、少し抽象度を高めて想定事例として紹介させていただいておりますので、どこまで情報提供できるのかというところはもう少し検討させていただければと思います。そのほか。委員から。

○委員　今のところと、もう１つ、あわせて２つです。事例のことなのですが、今１年目が終わって、他府県、それから他市町村では、ある程度の事例がホームページに載っていたりするところもやはり出てきています。今回特に僕が思うのは、不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供というのが合計３０件ということになります。全部というのは難しくても、やはりこの２つについて、大体どういうことであったとか、どういう内容で対応したのかということは、やはりできるだけオープンな形にしていっていただきたいなというように思います。いろいろな気づきとかがその中にあるわけで、個人情報の話はもちろん今おっしゃったとおりだとは思うのですが。全件出しているような市町村もありますし、大阪府も昨年度、報告という形でがんばって出していただいたわけですが。さらにそれをステップアップしていくような形で検討していただきたいなというのが、まずお願いとして１つです。

　それと２つ目です。２つ目は、市町村の件数が２７で、直接が９８、とかいろいろですね。単純結果でいうと、直接相談がやはり増えているのではないかという気がしています。やはり大阪府は特別にプラスアルファーで人を配置していますので、市町村からすれば、もしくは電話をかける障がい者からすれば、やはりこちらのほうにかけてくる事例のほうが多くなっているのではないのかなと、僕は勝手にそう思ったりしているんです。それは非常にいいことではあるのですが、やはり全体の底上げをしていかないと、４人とか５人の広域支援相談員ではやはり限界もあるわけで、市町村は市町村としてやっていただくことはたくさんあるわけで。そこのところを、市町村に対する相談対応の研修とか指導とか、どういう形でやっているのかということを少しあれば、ご説明をいただければと思います。

○会長　はい。２点のご質問がありました。よろしくお願いいたします。

○事務局 　はい。事務局です。最初の１点目でございますが。やはり大阪府としましては広域自治体ということで、大阪府の役割は広く府民の方にどういったものが不当な差別的取扱いであるのか、合理的配慮の不提供にあたるのかという、わかりやすく広く伝えて、広めていく役割があると考えています。このため、今年度に行われます合議体での議論を踏まえて、どういった啓発を行っていくのだろうと、どういった方法で事例等をご紹介していけるのかというのを、また検討させていただきたいというように考えています。

　２点目の市町村の件でございますが。我々は市町村と実際に勉強会、また、いくつかの市町村に集まっていただいてワーキングというのを設けさせていただきまして、その中で相談の流れみたいな形を、どういった対応をしていくのかと、合議体での議論を踏まえたものを我々が盛り込みまして、できるだけ多くの市町村において最初の相談対応が適切に行われるよう。それから、そこで何か困った、なかなか難しいときには、大阪府と一緒に、うまく連携を取りながら、それを解決に向けて一緒にやっていくというようなことを進めております。

　具体的にも今、いくつかの市町村から、先ほど少し触れさせていただきましたが、いろいろな事案が生じているということで、当面は市町村のほうで対応するが、もし困ったときには一緒に入ってくれということで、実際に大阪府の職員も出向いて、広域支援相談員が出向いて、いろいろな事業者への働きかけを行った事例もございます。そういった形で引き続き市町村との今後も連携を取りながら、市町村が困ったときには大阪府はきちんとそこをフォローするといった仕組みを作り上げていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長　はい。４３の市町村すべてに回っていただいたのですかね、昨年度は。

○事務局 　とりあえず昨年は、一応まだすべては回りきれているわけではございませんので、今年度も引き続き、市町村へ広域支援相談員が直接市町村へ出向かせていただきまして、いろいろな意見交換とか、いろいろなお悩みとかをお聞きしながら、また大阪府の取組みとかをご紹介して、こういったことはこういうようにしたらどうかという助言等も踏まえて行っていきたいと考えています。

○会長　市町村の考えと大阪府の考え、不当な差別的取扱いにあたるかあたらないかとか、合理的配慮の不提供にあたるかあたらないかのずれがないように、これまでの議論の共有などに努めていただければと思います。

○事務局 　はい。わかりました。

○会長　そうしましたら、お願いします。

○委員　今の資料４の大阪府の広域支援に関することについて、ちょっとお伺いしたいと思います。１つは、この別表の新規相談件数が今年度の合計１２５件で、継続の件数も大体５０件ぐらいなんですかね、これ合計すれば。対応回数も５１７回と。ちょっとずつ増えてきて、その事業の取組みという点ですごく増えてきたということは好ましいなというように思っています。ただ、事務局のご説明でもございましたように、何か３月にすごく件数が増えてきたと。対応の回数も２００件を超えるような状況だったということで、これは何か理由というのか、背景というのか、おありなのかなということで、もしあるようであればお聞かせいただきたいというのが１つです。

　それともう１点は、実際に広域支援の活動の中で表とかグラフとか統計である部分はわかってはくるのですが、この１年間を通して、大阪府がこの広域支援の仕組みを作っていく、より充実させていくというような観点から、実際に事業をやっておられて評価であったり分析であったり、今後の充実に向けた視点みたいなものをもう少し整理されて示していただければよいのかなと思います。以上です。

○会長　はい。事務局、お答えいただけますか。

○事務局 　まず、なぜ３月に入り件数が増えたのかということでございます。３月の大きな特徴というところなのですが、細かく分析というものは事務局ではなかなか難しいところではございまして。理由としましては、まず、季節の変わり目というところもございまして、イベント等があって障がい者の方もいろいろな商品サービス等も受けられる機会が多かったこと。あとは、広域支援相談員の対応力も日に日に向上をしてきまして、細かな相談の積み重ねによって件数が増えているのではないかというように考えております。例えば、市町村からの相談も少しずつ増えてきているのですが、市町村と事業者、本人と関係者とか、確認事項も増えますので、こういったことから対応回数等も増えているのではないのかというように考えております。

続きまして、視点の整理でございますが、我々としましては、昨年、合議体と解消協で整理していただきました、相談事例等の検証の報告書の中でも取りまとめておりますが。やはりこの１年間、我々が相談対応している中で重要なのは、いわゆる法の類型にあてはまらない相談にもしっかり対応すると、ここがやはり重要だと我々は考えております。また、そういったものをしっかり分析して、どういった背景でそういったことが行われているのかというものを、もう少し深めていく必要があるということと。また、何度も申し上げますが、やはりいろいろな紛争事案・事例を見ますと、やはり初期対応のまずさがあとを引いて解決を難しくさせてしまっていると。やはりきちんと事業者側が、対応する側がきちんとそういった知識があれば、しっかりとした対応をしていれば、紛争に至らなかったケースも見られるのではないのかなといったことで、そういった周知もしっかりと今後も進めていかなければならないと考えております。

　また、昨年の傾向としましては、不当な差別的取扱いとされた事例の約半数が、やはり合理的配慮の不提供が要因となって、そこに条件づけや、サービス提供の拒否とかが行われたというケースがかなり見られましたので、やはり合理的配慮の考え方の普及、そういった理解を深めることが重要だと考えております。以上でございます。

○会長　はい。ありがとうございます。続きまして、お願いします。

○委員　個人情報の事例のことについては、やはり本人の同意が、了解があればクリアできる問題なので、相談を受けるときに、「こういう形で出してもいいか」ということは、何かそういうものを取っておかれるといいのではないかというようには思います。

　あと、この統計の中に相談件数とかがあるのですが、結果ですが、どういう解決をしたのかということが出てきていないように思います。相談して、実際には、当事者と会われて調整をしたとか、そういったことをされていると思いますが、そういったことも全然見えてきていない。相談を受けただけのように、ぱっと見ると、そんなようにしか見えないので。でも、実際にはかなりいろいろとしていただいていると思いますので、そういったところが見えると良いのかなというのはあります。

　もう１つ。最終的な紛争解決の手段として、合議体でのあっせんとかということが想定されていたと思うのですが、実際にはあがってきていないのはなぜかというのを、もし分析しておられるのであれば教えていただきたいというように思います。以上です。

○会長　はい。いかがでしょうか。お答えいただければ。

○事務局 　はい。実際の相談の中でご本人さんの了解を得れるかどうかというのは、ちょっと我々の今の感覚からすると、やはり相談者はものすごくそういったいろいろな状況の中で相談されてきておりますので、その中でこの事例を使ってもいいのかというのを、了解を得れるのかというのは、ちょっとそれはまだ整理する必要があるのではないのかなと考えております。

　また、具体的にどういった解決に結びつけたのかとか、終結がどういうような状況かわかりにくいという。そこはご指摘どおり、まさにこの統計資料ではそういうのは示していないので、そこは申し訳ございません。一応、今後、今年は質的な調査も含めながら、どういった場面をどこまで分析していくのか、それをどういった形で示せるのかというのが、またご議論していただければと思います。

　なお、昨年、取りまとめていただきました、「相談事例等の検証の事例」ということで、そこを見れば、どういった対応をしたのかということを幾つか、事例としては２０数件載せさせていただいていますが、そういった中で一定はお示しさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長　ありがとうございます。相談の、最初の初回相談で、「この事例使わせていただきたいがよろしいか」というのはなかなか言いづらい。すべての事案を具体に取り上げないまでも、報告書に載せるのに値するような事例だなというように思ったときにはどこかで、調整がうまくいって、ケース終了になるぐらいで、「この事例については府民みんなで共有したいので使わせてくれませんか」と言って了解を取るものについては、もちろん匿名、地名、名前を匿名にして使わせていただくというようなところを検討いただければ、そしたら有益な情報共有になるのかもしれません。相談事例を本人に了解なしに載せるというのは通常考えられないのですから、了解を取っていただければ載せることも可能ではないのかなというように思います。はい。

　それでは、もうそろそろ時間ですので、ひとまずご意見ご質問は、報告のことにつきましてはこのぐらいにしていただこうと思います。今日、ちょうだいいたしましたご意見につきましては事務局で対応いただくなど、適宜、よろしくお願いいたします。

　最後に、オブザーバーの方に出席をいただいております。可能な範囲で結構でございますので、これまで同様お一人１分ぐらいでコメントをいただけますでしょうか。

○オブザーバー　本町も１年間、差別解消法の制度に関わりまして、対応要領はもう既に作らせていただいたのですが、協議会はまだということです。相談はほとんどまだまだあがってきていないので、やはりこれは相談事例がないということではなくて、周知が必要なんだろうと考えておりますし。まだまだ事業者、団体への研修というのもこれからなのかなと考えております。昨年度はまだ職員に対しての研修を開催しただけですので、今後も周知をしながら住民に、または事業者にという形で研修等を行っていきたいと考えております。

○会長　はい。ありがとうございます。

○オブザーバー　市長会代表です。当市は、参考資料にもあったのですが、今年、来年の平成３０年４月に向けて、地域協議会を立ち上げるということで今、進めているところです。実は今、障がい者に関する新たな条例を市に設置するということでご意見等もいただいておりまして、こちらにあわせて地域協議会もその条例に合わせて設置するのかどうかというところも含めて、今後検討していきたいなというようなところになっています。特に今回、大阪府から市町村との連携というようなところもお話いただきまして、今後は市としても、そういう形でぜひ連携させていただいて、解消に向けての形、そういう枠組みを作っていきたいなというように思っております。

○会長　はい。

○オブザーバー　私どもの立場といたしましては、雇用の分野ということですので、「障害者雇用促進法」に基づく差別禁止、合理的配慮の対応ということで、この１年間やってきたところでございます。もともとスキーム的なものはいろいろと決まってはいるのですが、それを実地に対応してきて、そういう実地のスキームというものも何となくわかってきたような状況です。ただ、あわせて、差別の面、合理的配慮の面での障がい者虐待の案件とあわせてトラブルが起こるケースが非常に多くなってきていまして、近年では障がい者の福祉サービスの関係での事業所での虐待、また合理的配慮の不提供というところが非常に多くなっているような印象を受けております。今後についても、そういった対応を、何と言うか、あまり大きくならないうちに、速やかに対応できるような対応をしたいということで、がんばってまいりたいと思います。また、差別解消法、雇用分野以外という部分にもなろうかと思いますが、情報共有しながら連携していけたらと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○オブザーバー　法務局は法務省の人権擁護機関という、障がいのある方の人権につきまして重大な人権課題を等しくしていくといっておりまして、さまざまな啓発ですとか相談等も受けさせていただいているところなのですが。今回のこの差別解消協議会に参加させていただいた上で、施策に活かしていきたいと思いますので、どうぞ、よろしくお願いします。

○オブザーバー　私ども近畿運輸局では、公共交通事業者に対する指導・監督を行っておりますので、ほかの府県の協議会にも参加をさせていただいておりますが。やはり公共交通に関するご相談、ご意見とかを賜っているのがたくさんございます。私どもの部署といたしましても、前回この解消協議会は欠席だったのですが、その当日、２月に公共交通事業者向けの差別解消法のセミナーを100人規模で開いております。鉄道、バス、タクシー、旅客船の事業者にお越しいただいて、法の理解を深めるというセミナーを行っております。今後も引き続き、法の理解を深める取組みをやっていきたいと思いますので、さまざまなご意見等を賜ればと思っております。以上でございます。

○会長　はい。ありがとうございました。それでは、すべての議事を終了いたしました。事務局に議事をお返しいたします。

○事務局 　最後に、第４回の差別解消協議会の日程について、お知らせをさせていただきます。第４回は１０月の下旬の開催を予定しております。日程調整につきましては、改めて事務局からさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

　それでは、これにて「第３回大阪府障がい者差別解消協議会」を閉会いたします。本日は長時間にわたり熱心な議論をしていただきまして、ありがとうございました。皆様、お忘れものがございませんよう、お気をつけてお帰りくださいませ。ありがとうございました。

（終了）